

○河川管理施設等構造令

昭和五・七・二〇
政令一九九
昭和五・七・二〇
昭令一九九

第一章 総則

(一) 政令の趣旨
第一条 この政令は河川管理施設又は河川法以下「法」という。第二十六條第一項の許可を受けて設置される工作物（以下「許可工作物」という）のうち、ダム、堤防その他の主要なものの構造について河川管理上必要とされる一般的技術的基準を定めるものとする。

(二) 用語の定義
第二条 この政令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 常時満水位 ダムの新築又は改築に関する計画において非洪水時にダムによつて貯留することとした流水の最高の水位でダムの非越流部の直上流部にけるものをいう。

二 カーチヤージ水位 ダムの新築又は改築に関する計画において洪水時にダムによつて一時的に貯留することとした流水の最高の水位でダムの非越流部の直上流部にけるものをいう。

三 設計洪水水位 ダムの新築又は改築に関する計画において、ダムの直上流の地点において一百年につき一回の割合で発生するものとす

想される洪水の流量、当該地点において発生した最大の洪水の流量又は当該ダムに係る流域と水界若しくは気象が類似する流域のそれぞれにおいて発生した最大の洪水に係る水界点に発生するおそれがあるを認められる洪水の流量のうちいずれが大きい流量（「フルダム」にあつては、当該流域の一・二倍の流量。以下「ダム設計洪水流量」という。）の流水がダムの洪水吐きを下すものとした場合におけるダムの非越流部の直上流部にける最高の水位（貯水池の貯留効果が大いいたまにあつては、当該水位から当該貯留効果を考慮して得られる値を減じた水位）をいう。

四 計画高水流量 河川整備基本方針に従つて、過去の主要な高潮及びこれらによる災害の発生状況を調査し、地形、地質、開港の状況すべき地域の気象、地形、開港の状況等を総合的に考慮して、河川管理者が定め

た高水流量をいう。

五 計画横断面形 計画高水流量の流水を流下し出すことを防止し、高規格堤防設計水位以下水位の流水の作用に耐えるようにし、河川を適正に利用させ、流水の正常な機能を維持し、及び河川環境の整備と保全をす

るために必要な河川の横断面形で、河川整備基本方針に従つて、河川管理者が定めたものをいう。

六 流下断面 流水の流下に有効な河川の横断面をいう。

七 計画高水位 河川整備基本方針に従つて、計画高水流量及び計画横断面に基づいて、又は流水の貯留を考慮して、河川管理者が定めた高水位をいう。

八 計画高潮位 河川整備基本方針に従つて、過去の主要な高潮及びこれらによる災害の発生状況、当該河川及び当該河川が流入する海域の水象及び気象並びに災害の発生を防止すべき地域の開港の状況等を総合的に考慮して、河川管理者が定めた高潮位をいう。

九 高潮区画 計画高潮位が計画高水位より高

い河川の区画をいう。

十 高規格堤防設計水位 高規格堤防を設置すべきものとして河川整備基本方針に定められた河川の区画（第四十六條第二項において「規格堤防設置区画」という。）の流域又は当該流域と水界若しくは気象が類似する流域のそれぞれにおいて発生した最大の洪水及び高潮に係る水象又は気象の観測の結果に照らし

て当該区間の流域に発生するおそれがあるを認められる洪水及び高潮が生ずるものとした場合に於ける当該区間の河達内の最高の水位をいう。

第二章 ダム
第三條 この章の規定は、次に掲げるダム以外のダムについて適用する。

一 土砂の流出を防止し、及び調節するため設

けるダム
二 基礎地盤から堤頂までの高さが十五メートル未満のダム

より高いときは、計画堤防の高さを下回らないものとする。ただし、高潮区間にあって水門の背後地の状況その他の特別の事柄により治水支障がないと認められるときは、水門の構造、波高等を考慮して、計画高潮位以上の適切な高さとすることができる。

2 第四十一条第一項の規定は、河川を横断して設ける水門（流水を分流させる水門を除く。）のカーテンウォール及びゲートの高さについて、第四十二条の規定は、河川を横断して設ける水門のカーテンウォール及びゲートの高さについて適用する。この場合において、これらの規定中「可動部の可動部の引上げ式ゲートの最大引上げ時ににおける下端の高さ」とあるのは、「水門のカーテンウォールの下端の高さ及び水門の引上げ式ゲートの最大引上げ時ににおける下端の高さ」と読み替えるものとする。

第五十二条 第四十二条の規定は、水門及び樋門（管理施設等）について適用する。

2 水門は、国土交通省で定めるところにより、管理用通路としての効用を兼ねる構造とするものとする。

第五十三条 第二十四条及び第二十五条の規定は、水門又は樋門を設ける場合について適用する。

（竣工等）
 2 認められるときは、この限りでない。

第五十九条 第三十四条及び第三十五条の規定は、取水塔を設ける場合について適用する。

第八一章 橋

（河川区域内に設ける橋及び橋脚の構造の原則）
 第六十条 河川区域内に設ける橋及び橋脚は、計画高水位（高潮区間にあつては、計画高潮位）以下の水位の流水の作用に対して安全な構造とするものとする。

2 河川区域内に設ける橋台及び橋脚は、計画高水位以下の水位の洪水の流下を妨げず、付近の河岸及び河川管理施設の構造に著しい支障を及ぼさず、並びに橋台又は橋脚に接続する河床及び高水敷の洗掘の防止について適切に配慮されたる構造とするものとする。

第六十一条 河岸又は川幅が五十メートル以上の河川、帯水区間若しくは高潮区間に係る堤防計画（計画断面に設けてはならない。ただし、山間狭窄部であること、その他河川の状況、地形の状況等により治水支障がないと認められるときは、この限りでない。）に設ける橋台及び橋脚は、以下二の条において同じ。）に設ける場合は、計画断面内に設けてはならない。ただし、山間狭窄部であること、その他河川の状況、地形の状況等により治水支障がないと認められるときは、この限りでない。

2 堤防に設ける橋台（前項の橋台に該当するもの）

（竣工等）
 2 認められるときは、この限りでない。

第六十二条 河川区域内に設ける橋脚（基礎部（底版）を含む。次項において同じ。）その他流水が作用するおそれがない部分を除く。以下この項において同じ。）の水平断面は、できるだけ細長いつ、その長径（これに相当するものを含む。）の方向は、洪水が流下する方向と同一とする。ただし、橋脚の水平断面が極めて小さいとき、橋脚に作用する洪水が流下する方向と直角の方向の荷重が極めて大きい場合であつて橋脚の構造上やむを得ないと認められるときは、又は洪水が流下する方向が一定でない箇所を設けるときは、橋脚の水平断面を円形その他これに類する形状のものとすることができる。

2 河川内に設ける橋脚の基礎部は、低水路（計画断面内に設ける橋脚の基礎部は、低水路（計画断面）に定める場合）は、当該計画断面（橋脚の基礎部を含む。以下この項において同じ。）及び低水路の河岸の法線から二十メートル以内の高水敷においては低水路の河床の表面と同一とする。

第七章 揚水機場、排水機場及び取水塔

（揚水機場及び排水機場の構造の原則）
 第五十四条 揚水機場及び排水機場は、河岸及び河川管理施設の構造に著しい支障を及ぼさない構造とするものとする。

2 揚水機場及び排水機場のポンプ室（ポンプを据え付ける床及びその下部の室に限る。）、吸水槽及び吐出水槽その他の調節部は、鉄筋コンクリート構造又はこれに準ずる構造とするものとする。

第五十五条 樋門を有する排水機場には、吐出水槽、その他の調節部を設けるものとする。ただし、砂等を備蓄し、又は環境を保全するために設けられる側帯を除く。第五十七条第一項、第六十条第二項、第七十条第一項及び第七十二条において同じ。）の構造に支障を及ぼすおそれがないときは、この限りでない。

2 吐出水槽その他の調節部の土端の高さは、排水機場の樋門が横断する堤防（計画断面が定められていない場合において、計画断面の高さが現れる堤防の高さより低く、かつ、治水支障がないと認められるとき、又は計画堤防の高さが現在の堤防の高さより高いときは、計画堤防の高さ以上とするものとする。

第五十六条 揚水機場及び排水機場には、土砂、竹木その他の流下物を排除するため、沈砂池、スクリーンその他の適当な流下物排除施設を設けるものとする。ただし、河川管理上の支障がないと認められるときは、この限りでない。

第五十七条 揚水機場及び排水機場の樋門と樋門以外の部分は、構造上分離するものとする。ただし、樋門が横断する河岸又は堤防の構造に支障を及ぼすおそれがないときは、この限りでない。

2 第四十九条第二項の規定は、揚水機場又は排水機場の樋門でポンプによる揚水又は排水のみ（取水塔の構造）
 第五十八条 取水塔（流下断面内に設けるもの）
 2 取水塔は、鉄筋コンクリート構造又はこれに準ずる構造とするものとする。

3 取水塔の河床下部分には、直接取水する取水口を設けてはならない。ただし、取水口の規模及び深さ等を考慮して治水支障がないと認められるときは、この限りでない。

第六十三条 橋脚を河川内に設ける場合において、当該箇所において洪水が流下する方向と直角の方向に河川を横断する垂直な平面に投影した場合における隣り合う河川内の橋脚の中心線間の距離（河岸又は堤防（計画断面）が定められた場合において同じ。）に橋台を設ける場合においては、橋台の隔壁の表側の面から河川内の直近の橋脚の中心線までの距離を含み、河岸又は堤防に橋台を設けない場合においては当該平面上の流下断面（計画断面）の上部の角から河川内の直近の橋脚の中心線までの距離を含む。以下この条において同じ。）は、山間狭窄部であること、その他河川の状況、地形の状況等により治水支障がないと認められる場合を除き、次の式によつて得られる値

第六十二条 河川内に設ける橋脚（基礎部（底版）を含む。次項において同じ。）その他流水が作用するおそれがない部分を除く。以下この項において同じ。）の水平断面は、できるだけ細長いつ、その長径（これに相当するものを含む。）の方向は、洪水が流下する方向と同一とする。ただし、橋脚の水平断面が極めて小さいとき、橋脚に作用する洪水が流下する方向と直角の方向の荷重が極めて大きい場合であつて橋脚の構造上やむを得ないと認められるときは、又は洪水が流下する方向が一定でない箇所を設けるときは、橋脚の水平断面を円形その他これに類する形状のものとすることができる。

2 河川内に設ける橋脚の基礎部は、低水路（計画断面内に設ける橋脚の基礎部は、低水路（計画断面）に定める場合）は、当該計画断面（橋脚の基礎部を含む。以下この項において同じ。）及び低水路の河岸の法線から二十メートル以内の高水敷においては低水路の河床の表面と同一とする。

(その値が五十メートルを超え、かつ、五十メートル以上とするものとする。ただし、径間長を次の式によつて得られる値(以下)の項及び第三項において「基準径間長」といふ以上、それ以上の平均値を算出するものとしなければならぬときは、径間長は、基準径間長から五メートルを減じた値(三十メートル未満となるときは、二十メートル)以上とすることができる。

この式において、 L 及び Q は、それぞれ

$$L = 20 + 0.05Q$$
 の数値を表すものとする。
 Q 計画高水流量(単位: 一秒钟につき立方メートル)
 L 径間長(単位: メートル)

- 2 次の各号の一に該当する橋(国土交通省令で定める主要な公共施設に係るものを除く)の径間長は、河川管理上著しい支障を及ぼすおそれがないと認められるときは、前項の規定にかかわらず、当該各号に掲げる値以上とすることができる。
- 1 計画高水流量が一秒钟につき五百立方メートル未満で、川幅が三十メートル未満の河川に設ける橋 十二・五メートル
 - 2 計画高水流量が一秒钟につき五百立方メートル未満で、川幅が三十メートル以上の河川に設ける橋 十五メートル
 - 3 計画高水流量が一秒钟につき五百立方メートル未満で、川幅が三十メートル以上の河川に設ける橋 十五メートル

第六十八条 この章の規定は、用水施設又は排水施設である伏せ越しについて適用する。

第六十九条 伏せ越しは、計画高水位(高潮区間にあつては、計画高潮位)以下の水位の流水の作用に対して安全な構造とするものとする。

2 伏せ越しは、計画高水位以下の水位の洪水の流下を妨げず、並に付近の河岸及び河川管理施設の構造に著しい支障を及ぼさない構造とするものとする。

第七十条 堤防(計画横断形が定められている場合には、計画堤防を含む。以下この項において「構造」としては、計画横断形が定められている場合を除く。以下この条において同じ。)の構造は、伏せ越しを考慮して、堤防の地質、伏せ越しの深さ等を考慮して、堤防の構造に支障を及ぼすおそれがないときは、この限りでない。

2 第四十七条の規定は、伏せ越しの構造について適用する。

第七十一条 伏せ越しには、流水が河川外に流出することを防止するため、河川区域内の部分の両端又はこれに代わる適當な箇所に「ゲート」(バリア)を設けるも、次項において同じ)を設けるものとする。ただし、地形の状況により必要がないと認められるときは、この限りでない。

第十條第二項の規定は前項のゲートの閉鎖状態について、第四十三條の規定は伏せ越しについて適用する。

第七十二条 伏せ越しは、低水路(計画横断形が定められている場合には、当該計画横断形に係る低水路を含む。以下この条において同じ)及び低水路の河岸の法線から二十メートル以内の高水敷においては低水路の河床の表面から、その他の高水敷においては高水敷(計画横断形が定められている場合には、当該計画横断形に係る高水敷を含む。以下この条において同じ)の表面から、堤防(計画横断形が定められている場合には、計画堤防を含む。以下この条において同じ。)の下の部分においては堤防の地盤の表面から、それぞれ深さ二メートル以上の部分に設けるものとする。ただし、河床の変動が極めて小さいと認められるとき、又は河川の状況その他の特別の事情によりやむを得ないと認められるときは、それぞれ低水路の河床の表面、高水敷の表面又は堤防の地盤より下の部分に設けることができる。

第七十三条 この政令の規定は、次に掲げる河川管理施設又は許可工作物(以下「河川管理施設等」といふ)については、適用しない。

第七十四章 雑則

(適用除外)

第七十五条 第三十四條及び第三十五条の規定は、橋を設ける場合について適用する。

第七十六条 橋(取付部を含む)は、国土交通省令で定めるところにより、管理用道路の構造に支障を及ぼさない構造とするものとする。

第七十七条 第六十一条第一項から第三項まで、第六十二条、第六十三条及び第六十四条の規定は、湖沼、遊水地その他これらに類するもの区域(国土交通省令で定める要件に該当する区域)内に設ける橋及び治水上の影響が著しく小さいものとして国土交通省令で定める橋については、適用しない。

第七十八条 第六十一条第一項から第三項まで、第六十二条、第六十三条及び第六十四条の規定は、ダム、堰又は水門と別用を兼ねる橋及び樋門又は取水塔に附属して設けられる橋については、適用しない。

第七十九条 伏せ越し(適用の範囲)

第八十条 第一治水上の機能を早急に向上させる必要がある小区間の河川における応急措置によつて設けられる河川管理施設等

二 臨時に設けられる河川管理施設等

三 工事を施行するために仮に設けられる河川管理施設等

四 特殊な構造の河川管理施設等で、国土交通大臣がその構造が第二章から第九章までの規定によるものと同等以上の効力があると認められるもの

第七十四条 河川管理施設等が、これに係る工事の着手(許可工作物にあつては、法第六十二条の許可。以下この条において同じ。)があつた後に、当該計画高水流量、計画横断形、計画高水位又は計画高潮位(以下この条において「計画高水流量等」といふ)の決定又は変更によつてこの政令の規定に適合しないこととなつた場合においては、当該河川管理施設等について、当該計画高水流量等の決定又は変更がなかつたものとみなして当該規定を適用する。ただし、工事の着手が当該計画高水流量等の決定又は変更の後である改築(災害復旧又は応急措置として行われるものを除く。)に係る河川管理施設等については、この限りでない。

第七十五条 河川整備基本方針において定められた河川の総合的な保安と利用に関する基本方針に沿つて計画的に実施すべき改良工事の暫定的な工事の実施計画(以下「暫定改良工事実施計画」という)が定められた場合においては、当該暫定改良工事実施計画において定められた高水流量、横断形、高水位又は高潮位は、国土交通省令で定めるところにより、それぞれ計画高水流量、計画横断形、計画高水位又は計画高水位とみなす。

第七十六条 計画高水流量が一秒間につき百立方メートル未満の小河川に設ける河川管理施設等については、国土交通省令で定めるところにより、この政令の規定によらないものとすることができる。

(運用河川に設ける河川管理施設等への準用)
第七十七条 運用河川に設ける河川管理施設等については、国土交通省令で定めるところにより、この政令の規定を適用する。

(施行期日)
1 この政令は、昭和五十一年十月一日から施行する。

2 この政令の施行の際現に存する河川管理施設等又は現に工事中の河川管理施設等(既に法第二十六条の許可を受け、工事に着手するに至ら

ない許可工作物を含む。)がこの政令の規定に適合しない場合には、当該河川管理施設等については、当該規定は、適用しない。ただし、工事の着手(許可工作物にあつては、法第二十六条の許可)がこの政令の施行の後である改築(災害復旧又は応急措置として行われるものを除く。)に係る河川管理施設等については、この限りでない。

附則 平成四一・二五政令五

(施行期日)
1 この政令は平成四年二月一日から施行する。

(経過措置)
2 この政令の施行の際現に存する水門及び欄干(以下「水門等」という。)又は現に工事中の水門等(既に河川法第二十六条第一項の許可を受けて、工事に着手するに当たらないものを含む。)の規定に適合しない場合において、第三十五条の二(第四十四条において準用する場合を含む。)の規定に適合しない場合において、当該停止等については、当該規定は、適用しない。ただし、工事の着手(工事の着手(同項の許可)を受けて設置される床止め等にあつては、同項の許可)がこの政令の施行の後である改築(災害復旧又は応急措置として行われるものを除く。)に係る床止め等については、この限りでない。

附則 平成二・六七政令三二

(施行期日)
1 この政令は、平成十一年法律第八十八号(平成十一年一月六日)から施行する。(後略)

(経過措置)
第二條 この政令の施行の際現に存する床止め及び堰(以下「床止め等」という。)又は現に工事中の床止め等(既に河川法第二十六条第一項の許可を受け、工事に着手するに至らないものを含む。)が改正後の河川管理施設等構造令第三十五条の二(第四十四条において準用する場合を含む。)の規定に適合しない場合において、当該停止等については、当該規定は、適用しない。ただし、工事の着手(同項の許可)を受けて設置される床止め等にあつては、同項の許可)がこの政令の施行の後である改築(災害復旧又は応急措置として行われるものを除く。)に係る床止め等については、この限りでない。

附則 平成二・六七政令三二

(施行期日)
1 この政令は、平成十一年法律第八十八号(平成十一年一月六日)から施行する。(後略)

第一條 この政令は、河川法の一部を改正する法律の施行の日(平成九年十二月一日)から施行する。

(施行期日)
附則 平成九・一一八政令三四三

この政令の施行の後である改築(災害復旧又は応急措置として行われるものを除く。)に係る水門等については、この限りでない。

(施行期日)
附則 平成九・一一八政令三四三

この政令は、河川法の一部を改正する法律の施行の日(平成九年十二月一日)から施行する。